

会議名	第 19 回 堺市同和行政協議会		
	令和元(2019)年11月25日(月) 午後2時00分～午後3時30分	会議 場所	堺市役所本館10階 議会事務局第1会議室
出席者			
磯田 実委員、井上和希委員、竹田進一委員、中村昭彦委員、盛田武志委員、 以倉忠一委員、金丸尚弘委員、久保照男委員、山口典子委員、龍田美栄委員、 小野伸也委員、藤本幸子委員、信貴良太委員、池側昌男委員、木畑 匡委員、 井関貴史委員、上村太一委員、裏山正利委員、大毛十一郎委員、 光齋市民人権局長、懸樋人権部長、松村人権部参事、黒田人権企画調整課長、 出野人権企画調整課参事、松尾人権推進課長、宇賀住宅部長、山口住宅部部理事、 齋藤住宅改良課長、永野大仙西地区整備室長、山田大仙西地区整備室参事役、 太田学校教育部部理事、森内人権教育課長			
案 件	1. 会長選任 ・ 正副会長選任 ・ 議会側運営委員選任 ・ 市民側運営委員選任 2. 大仙西校区まちづくりグランドデザインについて …資料1 3. 部落差別の解消の推進に関する法律を受けた同和問題の啓発について …資料2 4. その他		
会 議 内 容			
出野人権企画 調整課参事	定刻になりましたので、ただいまより第 19 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます人権企画調整課参事の出野でございます。どうぞよろしくいたします。 本日は19人の委員が出席されております。 本協議会条例第5条第2項の規定により定足数に達していることをご報告申しあげます。 会議に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。 堺市同和行政協議会条例第3条第1項第1号に定めた、 磯田 実委員。 井上和希委員。 竹田進一委員。 中村昭彦委員。		

<p>光齋市民人権局 長</p>	<p>第2号に定めた、 盛田武志委員。 以倉忠一委員。</p> <p>第3号に定めた、 金丸尚弘委員。 久保照男委員。 山口典子委員。 吉村誠治委員（所用のため欠席）。</p> <p>第4号に定めた、 龍田美栄委員。 小野伸也委員。 藤本幸子委員。 信貴良太委員。 池側昌男委員。 木畑 匡委員。 井関貴史委員。 上村太一委員。 裏山正利委員。</p> <p>第5号に定めた、 大毛十一郎委員でございます。</p> <p>開会に当たりまして、市民人権局長、光齋よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして、皆様こんにちは。市民人権局の光齋でございます。本日はお忙しいところ、第19回の堺市同和行政協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、平素から同和行政をはじめとする本市人権行政、そのほかいろいろな場面で格別のご理解とご協力を賜りまして、本当にありがとうございます。心からお礼申し上げます。</p>
------------------	---

<p>出野人権企画 調整課 参事</p>	<p>平成28年の12月には、部落差別解消の推進に関する法律が施行されました。その中で、情報化の進展に伴った部落差別の変化について謳われているとおり、インターネットを悪用した差別的な書き込みというものは、その影響から大きな課題となっておりまして、国や地方公共団体においては取組みを進められております。</p> <p>本市におきましても、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例のもと、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けまして、啓発や教育・相談の事業に随時取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後も様々な手法を皆様とともに検討しつつ、粘り強く取組みを推進していきたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」や「部落差別の解消の推進に関する法律を受けた同和問題の啓発について」といった議題につきまして、皆様にご審議賜りたいと存じます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第「第19回堺市同和行政協議会」 ・資料1「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」 ・資料2「部落差別の解消の推進に関する法律を受けた同和問題の啓発について」 ・参考資料「部落差別の解消の推進に関する法律」条文 ・堺市同和行政協議会条例 ・堺市同和行政協議会委員名簿 <p>以上でございます。</p> <p>本日最初の案件として、正・副会長のご選任並びに運営委員のご選任をいただきますが、議事の進行上、会長が選任されるまでの間、裏山委員に議事を進めていただきたいと考えております。</p> <p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
--------------------------	--

出野人権企画 調整課参事	<p>ありがとうございます。それでは、裏山委員よろしくお願いいたします。</p>
裏山委員	<p>皆様、こんにちは。ただいまご指名を受けました裏山でございます。</p> <p>会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速案件に入りますが、正・副会長並びに運営委員の方々の選任を行います。</p> <p>なお、選任方法であります。正・副会長につきましては、本協議会条例第4条に基づき委員の互選となっておりますが、会長は、従来から議会側委員より、また、副会長は市民側委員よりそれぞれ選んでいただき、総会で承認いただくことになっております。</p> <p>運営委員につきましても、正・副会長のほかは条例施行規則第3条に基づき委員の互選となっておりますが、従来からの申し合わせにより、1号委員から1名、2号委員から1名、3号委員から1名、4号委員から4名、5号委員から1名の計8名となっております。</p> <p>それでは、お諮りしたいと思います。ただいま申しあげました選任方法でご異議ございませんか。</p>
裏山委員	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。ご異議がないようですので、正・副会長の選任方法につきましては、従来どおり、会長は議会側委員より、副会長については市民側委員より推薦をいただき、運営委員については、先ほど申しあげました要領で推薦をいただき、総会で諮ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議会側委員、市民側委員でそれぞれにご協議お願いしたいと思います。</p> <p>議会側委員には別室を用意してございます。また、市民側委員につきましては、この場所でもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はい)</p>
裏山委員	<p>それでは、ご協議のため暫時休憩いたします。</p>

	(休 憩)
裏 山 委 員	<p>お待たせいたしました。議事を再開いたします。</p> <p>議会側委員から、会長並びに運営委員の推薦発表をお願いいたします。</p>
池 側 委 員	<p>それでは、議会側委員の協議結果についてのご報告を申し上げます。</p> <p>会長につきましては木畑匡委員に、また運営委員につきましては、裏山正利委員、上村太一委員、それから私、池側昌男と藤本幸子議員にお引き受けいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
裏 山 委 員	<p>ありがとうございました。続きまして、市民側から副会長並びに運営委員の推薦の発表をお願いいたします。</p>
久 保 委 員	<p>それでは、市民側の協議結果について、ご報告申し上げます。副会長につきましては、金丸尚弘委員にお引き受けいただきたいと思っております。</p> <p>また、運営委員につきましては、1号委員から竹田進一委員、2号委員から以倉忠一委員、3号委員から吉村誠治委員、5号委員から大毛十一郎委員、以上で決定いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。</p>
裏 山 委 員	<p>ありがとうございました。それぞれ推薦発表をいただきましたので、改めて分野ごとに確認させていただきます。</p> <p>まず、会長につきましては、木畑匡委員、副会長を金丸尚弘委員にお引き受けいただきたいと思っております。</p> <p>運営委員としましては、議会側から私、裏山正利、そして上村太一議員、池側昌男議員、藤本幸子議員の4名でございます。</p> <p>また市民側からの運営委員は、1号委員から竹田進一委員、2号委員から以倉忠一委員、3号委員から吉村誠治委員、5号委員から大毛十一郎委員でございます。</p> <p>正・副会長及び運営委員を以上の方々に決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

裏山委員	<p>ありがとうございます。異議なしということで決定させていただきたいと思います。それでは、ご承認いただきましたので、会長の木畑委員に交代させていただきます。</p> <p>審議案件につきましては、委員の皆様方のご協力により滞りなく議事進行できましたことを深くお礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
木畑会長	<p>ただいま、委員の皆様のご賛同賜りまして、会長に私が、そして副会長に金丸委員が就任することになりました。改めまして、よろしく願いいたします。</p> <p>日本の抱える課題といえば、やはり少子化、超高齢化、人口減少でございます。その中で昨今新たな課題として、国際化や、そして情報化というもの、これが社会の分断を招いていると、そういったことも指摘されております。</p> <p>先ほど、局長からのご挨拶の中にもございました情報化というものは、いい面もありますが厄介な面もございまして、人権問題を考える際にインターネットの対応を抜きにしては問題の解決が難しい時代となってきております。</p> <p>同和問題についても同様であり、そのことは部落差別の解消の推進に関する法律にも盛り込まれているところでございます。</p> <p>本協議会では、これまでも同和問題の解決に向け、さまざまな議論や提言を行ってまいりました。先人の皆様に汗をかいていただいた過去の貴重な積み重ねを踏まえた上で、新しい問題にもしっかりと取組んでまいりたいと考えておりますので、皆様には実りある議論へのご協力をお願いし、簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに、本日の会議録の署名につきましては、以前より署名人については会長ともう一名ということになっております。私ともう一名、五十音順で磯田委員をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
磯田委員	はい。

木畑会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>早速ですが、「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」の説明をお願いいたします。</p>
永野大仙西地区整備室長	<p>大仙西地区整備室の永野です。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>私からは、案件（２）の「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」について説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料 1、A4 判の資料、「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」をご覧ください。</p> <p>まず最初に「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」を簡単に説明させていただきます。</p> <p>本計画は、大仙西校区における教育・健康・医療・福祉・文化・交流の機能連携および機能強化を図り、「すべての人にやさしく、若い世帯や家族世帯など、誰もが住み続けたいと望む安全・安心・人権尊重のまち」を実現するため、一体的なまちづくりを地域住民と一緒に推し進めることを目的として策定されたものであり、まちづくりの全体計画、まちの将来像を示すものです。</p> <p>そのグランドデザイン策定の経過ですが、昭和 35 年に「住宅地区改良法」の地区指定を受け、住環境整備事業が始まり、昭和 47 年には「堺市同和対策事業総合計画」が策定され、同和対策事業の一環として、市営住宅をはじめとする公共施設の整備が引き続き行われました。</p> <p>その後 30 年以上が経過する中で、収入安定層の流出や人口減少・高齢化などが進み、建物の老朽化も相まって、まちの活力低下が懸念されるようになりました。</p> <p>そこで地元で始まりました「人と人がつながり、活力あるまちを再生しよう」というまちづくり活動のテーマに即した「大仙西校区まちづくり構想」が、地元の関係機関 21 団体で構成されます大仙西校区まちづくり協議会によって策定され、平成 22 年に本市に提出されました。</p> <p>そのまちづくり構想を受けて、本市が平成 24 年に策定したものが「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」になります。</p> <p>この「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」では、人権ふれあいセンターを人権啓発・生涯学習の拠点、旧健康増進福祉センターを福祉・見守り交流拠点、就労支援センターを就労拠点、大仙西小学校・陵西中学校を教育拠点、共愛こども園・しおあなの森保育園を子育て拠</p>

点、耳原総合病院を医療拠点として位置付けまして、後ほど説明させていただきますが、6つのポイントと1つの共通ポイントを掲げ、校区内でさまざまな取組みが行われて来ました。

その取組みの主な事例としましては、平成24年度に、「大仙西小学校」の耐震化改築。平成26年度に、「陵西中学校」では平成22年度の耐震補強に続く外壁改修、同じく平成26年度に、「人権ふれあいセンター」の改築、平成27年度に、公共施設ではありませんが「耳原総合病院」の新病院開院、同じく平成27年度に、「市営住宅の第1期建替事業」として協和町西A・B棟、2棟合わせて151戸の建設完了。平成28年度に、大仙西町と協和町を結びます「連絡デッキ」の耐震改修及び補修完了、スロープの新設に着手。平成29年度末からの、「市営住宅の第2期建替事業」の着手などがあります。

このように、「まちづくりグランドデザイン」を策定した平成24年から平成29年までの約5年間に、一定のハード整備が進んだことや地域住民の皆さんのニーズが多少変化したこともあり、平成29年に大仙西校区まちづくり協議会から「大仙西校区まちづくり構想【修正版】」が本市に提出されました。

これを受け本市としましても、平成29年度末からグランドデザインの見直し、時点修正に着手し、結果、1年強の時間を要しましたが、「まちづくりグランドデザイン」の改訂に取り組みました。

お手元の資料、折込みとなっています A3 判横書き資料をご覧ください。これが「まちづくりグランドデザイン（令和元年／2019年）」になります。

表紙をめくっていただきますと1ページが概要、2～3ページが詳細、4ページが平成24年当時の大仙西校区の様子、5ページが先ほど説明をさせていただきました各拠点も示した土地利用計画図です。市営住宅建替事業の簡単なスケジュールやハード整備の進捗状況も記載しています。

まずは1ページをご覧ください。グランドデザイン令和元年／2019年版は時点修正ということで、記載内容をその時期の状況に合わせるのは当然の事ながら、それ以外の修正内容の1つとして関連計画の追記があります。

元々は、関連計画としまして「さかい魅力・安心住まいプラン」、
「都市計画マスタープラン」、
「その他」としか記載していませんでし

たが、それら以外に「堺市同和行政基本方針」等々、取組みの方向性、方針を明確にするために関連する計画を列記することにしました。

もう 1 つは、令和元年／2019 年版グランドデザインの策定過程、つまり時点修正途中の平成 30 年の 6 月に本市が SDG s 未来都市に選定されたことに伴い、本グランドデザインも SDG s の達成に繋がるものであるとの意見から SDG s を加味することにしました。中央下部にですが、「堺市 SDG s 未来都市計画」の記載内容を引用しています。2 ページ、3 ページには、それぞれの記載内容に応じ、関連する SDG s の目標アイコンを追記しました。

これらの追記を含めた修正を行い、庁内合意を経て、令和元年 5 月に「まちづくりグランドデザイン（令和元年／2019 年）」として完成することになりました。

以上が、「まちづくりグランドデザイン（令和元年／2019 年）」の策定に至るまでの経過になります。

取組み内容としましては、グランドデザインの 2 ページ、3 ページを説明させていただければよいのですが、資料 1、最初にご覧いただいた資料、A4 判の資料になります。そちらの資料の方に戻っていただけますでしょうか。下の方取組みの内容です。

6 つのポイントと 1 つの共通ポイントが有ります。先ほど説明させていただきました取組みの主な事例と重複するところがありますが、

《人権尊重のまちづくり》の取組みとしましては、改築をはじめとする再整備が完了した人権ふれあいセンターが、生涯学習・人権啓発センター・コミュニティセンターとして、地域住民の皆さんを継続的・総合的に支援しています。

《多様な世帯が共に暮らすまちづくり》の取組みとしましては、市営住宅の建替えを 6 期に分けて実施しており、現在、第 2 期建替事業の実施中で、その建設工事が今月末に完了し、来月、12 月から転居が始まります。

市営住宅の建替えにより生み出された余剰地は、建替え用地としての利用も含め、地域のニーズを踏まえた活用、また、民間活用ゾーンとして民間活用の検討も行います。

《安心して子育てができるまちづくり》の取組みとしましては、ちぬが丘保育園としおあな保育所が民営・統合化され、しおあなの森保育園として平成 24 年 4 月より運営を開始しており、共愛保育所は共愛こども園

	<p>に移行し、保育と教育を一体的に実施しています。</p> <p>大仙西小学校は改築は、陵西中学校は耐震化補強や外壁改修が完了し、教育拠点としてだけでなく、地域とのコミュニティ拠点としての活用も継続しています。</p> <p>《災害に強い地域づくり》の取組みとしましては、公園やひろば、学校等、それぞれの役割を考え、コミュニティの活性化に活用するなど、活用方法や整備内容を検討します。</p> <p>《安全・安心のまちづくり》の取組みとしましては、老人福祉センターは旧健康増進福祉センターと同一建物への移転が完了し、福祉・見守り交流拠点として、地域の見守り活動と連携しながら運営を行い、地域の見守り活動や体制の支援を行っています。そのほか、隣接する民間の特別養護老人ホームとの連携も図っています。</p> <p>また、耳原総合病院さんは、平成 27 年 4 月に新病院を開院し、地域医療に貢献していただいています。</p> <p>《地域が一体となるまちづくり》の取組みとしましては、耐震補強と補修が完了した協和町と大仙西町を結ぶ連絡デッキを維持管理することにより、コミュニティ機能を維持しています。また、既存の公園や団地内通路を散策路として利用するなどして、地域内外の住民が交流できるような仕組みを検討します。</p> <p>以上のような取組みを、平成 24 年の「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」の策定以降、本グランドデザインに基づき、市民人権局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、産業振興局、建築都市局、建設局、堺区役所、教育委員会事務局の庁内関係部署が連携して、まちづくりを進めています。</p> <p>以上、簡単ではありましたが、「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」について説明させていただきました。どうも、有難うございました。</p>
木 畑 会 長	<p>ありがとうございます。説明が終わりました。</p> <p>ただいまの件につきまして、委員の皆様方から何かご質問はございますか。山口委員。</p>
山 口 委 員	<p>立派なグランドデザインができていますけれども、公園がたくさんつくられる予定であります。今、さまざまな計画と連携をしながらつ</p>

	<p>くられるということなのですが、この公園のトイレの設置の有無、あるいはその際のトイレの安全性についてご説明いただきたいと思います。</p> <p>また、防犯カメラは、この地域でどのぐらい本数をおつけになる予定であるとか、災害時のそれぞれの避難場所というのはどこになるのか、既に今住んでおられる方が、基本的には新しいところに移られて入居されると思うのですが、この計画の進捗状況にあわせて、入居者、入居予定者の方々の年齢構成ですとか、障害や傷病の有無というようなものを考えてバリアフリーなまちづくりを検討されているのかどうか、そのあたりについてお答えいただきたいと思います。</p>
<p>永野大仙西地区整備室長</p>	<p>まず、公園につきましてですけども、今回公園につきましては既存の公園をそのまま再利用いたします。但し、第2阪和国道沿いの大仙西町の第3公園は、きれいな形にして移設します。それ以外の協和町内の公園については、既存施設をそのまま利用する計画になっております。</p> <p>あと、エレベーターにつきましては、今回第2期の建替事業の大仙西町団地からは、エレベーターのかご内に監視カメラを設置しております。今後も建替事業に伴い、エレベーター内の監視カメラを設置していく予定となっております。</p>
<p>山口住宅部 部 理 事</p>	<p>住宅部部理事、山口です。補足して説明させていただきます。</p> <p>委員からご指摘ありましたとおり、以前、公園については統合施設で大きな公園をつくるのが当初のランドデザインには明記されておりました。このことについて、地域の皆様のご意見で「やっぱり身近な公園がなくなるのは非常に寂しい」、「安心して団地のすぐそばにある公園でゆっくり遊びたい」という意見が多くなり、その意見を取り上げまして、公園の統合は行わず身近な公園をそのまま残す形になりました。</p> <p>先ほど、永野室長から説明しましたように、大仙西町の第3公園につきましては、第2阪和沿いの細長い公園で、ここは第2阪和の下ですごく暗い感じのイメージで防犯上もよくないというご意見が地域の方々が挙げられました。</p> <p>そのことを受けまして、今のランドデザインの最後のページに記させていただきますが、西側の湊校区のほうに開かれた都市計画公園として、現在都市計画の変更を進めております。</p> <p>これによって地域の方々、大仙西町だけではなく湊校区の方々もこの</p>

木 畑 会 長	<p>公園を利用して、防犯・防災時、防災対策の公園としても利用できるというふうな取組みを進めております。</p> <p>さらに委員からご指摘ありました、さまざまな年代の方の構成率によってまちづくりをどういうふうに進めているかというのは、地域の人口動静等を逐次集計しまして、それにあわせて団地の住戸プラン、単身向け1LDKとか、あるいは5人以上の世帯の4LDKの戸数を設けるなどしまして、柔軟な計画に随時取組んでおります。</p> <p>トイレの安全性についてもお尋ねがあったと思います。</p>
山 口 住 宅 部 部 理 事	<p>地域の公園につきましては、水飲み場程度はありますが、大仙公園のようにトイレを設けるといようなことは以前からもございませんでした。</p> <p>防災上の避難場所は、大仙西校区につきましては、大仙西小学校が避難場所になっております。地域の広域の避難場所については大仙公園が指定を受けていると思います。</p> <p>あと、災害時につきましては、現在住宅部で進めております建替えを随時進め、安全・安心のまちづくりとして、耐震性のある建物に建替えを進めることによって市民の皆さんの安全を確保するよう取組んでおります。</p>
木 畑 会 長	<p>よろしいですか。</p>
山 口 委 員	<p>ということは、公園にトイレがないということですか。</p>
山 口 住 宅 部 部 理 事	<p>そうですね。</p>
山 口 委 員	<p>地元の方は、それでよろしいんですか。多分、年齢構成からすると、ご高齢者の方々が建設進めにいくにしても増えていかれるはずですよ。憩いの公園もいいんだけど、そこにトイレがなかったら、一々またエレベーターがついていても戻らないといけない。</p> <p>私が申しあげたいのは、この居住地内の大仙西校区で移動する際も、どの程度のバリアフリー化を考えていくのかというときに、どうい</p>

<p>山口住宅部 部 理 事</p>	<p>方々がお住まいになるかということをよく分析しないと、見かけ上立派なものをつくっても。これだけ広くて高齢世帯が増えるときには、私だったら、このど真ん中に買い物できるスーパーか何か持ってきてほしいと思うでしょうしね、実際のところ。民間になってくるかもしれませんが、そういったことを含めてランドデザインというものを時代に合わせて考えていていただきたい、そしてできれば、安全・安心なトイレ、あったほうがいいんじゃないですか。</p> <p>避難場所が大仙西小学校、あるいは足らなかつたら陵西中学校の体育館とかに行くんでしょうけど、他府県ですけれども、この間の台風19号で、避難所自体が水につかってしまったり、避難所が足りないといったときに、ちょうどこの高層住宅、高層階の住宅ですから、最初っから高層階のところをやっぱりいざというときは避難ができるというような仕組みづくりをしておかないと、ちょっと大変になるんじゃないですか。高齢者の方々が、例えばこの端っこのほうから大仙西小学校へ行くというのも、どなたかと一緒にお住まいであればいいけれど、ひとり暮らしの方であるとか、そういう方々がどの程度のところにお住まいなのか、ちょっと私には分布図がないのでわかりませんが、そういったことも、もしお考えでないならば、今後公園のトイレの設置を。</p> <p>私、周りの方々からよく言われているんですが、「堺市は、公園たくさんあるんやけれども、ボール遊びとか、野球の練習できる公園がないねん」というお声をいただいております。これだけ公園つくるのであれば、いずれかの場所で、できたらフェンスなど張っていただいて、安全に、せめてキャッチボールぐらい、あるいはドッジボールぐらい。もうどこにもないらしいんです、ボール遊びできるところが。だから、ちょっとそのあたりのことも現状よく踏まえていただいて、またお答えをいただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。今いただいたご意見を参考にいたしまして、トイレの設置が可能などころがあるのかとか、それからさまざまな年代の方々が災害時に対応できる場所、前回の台風の時などは、人権ふれあいセンターで宿泊を受け入れるということ急遽対応していただいたことがあります。これ、もう非常にありがたかったなど、住宅改良課のほうでも感謝しております。こういう柔軟な対応をしていただけたこと、そして小学校とかに避難場所ですけれども、それ以前に台風でも</p>
------------------------	---

	<p>早期にそういう取組みをしていただいた、こういう柔軟な取組みをしていただいたのは、この地域ならではのことなのかなと思います。これには非常に感謝しております。</p> <p>そういった取組みを、今ご意見いただきました、トイレが設置可能な場所がないとか、安心して子どもからお年寄りまでまちづくり、地域の中を散策しながらできるような取組み、バリアフリーにつきましても、これは以前からも進めてきておりますが、建替えにあわせて団地内のバリアフリーというのは取組みさせていただいております。繰り返しもなりますけども、防犯カメラ設置につきましても、以前に委員からのご指摘いただいた中で、新築だけではなく、既存の団地のエレベーターについても設置し、それから死角にならないような計画に随時取組み、まちづくりに生かしている状況でございます。</p> <p>いただいたご意見の中で、まだ今後検討できることが可能かどうかは、庁内関係課に問い合わせながら可能な限り進めていきたいと思えます。ありがとうございます。</p>
木 畑 会 長	<p>ほかにご質問ございますか。大毛委員。</p>
大 毛 委 員	<p>防犯カメラについて、エレベーターの中というような限定をせずに。まちの犯罪抑止力というのは、防犯カメラをつけることによって、非常にグレードアップされますので、その辺りも少し考えながら。「エレベーターに」というのが、何か限定されているように思えるので、まちの中もしっかりとそういう防犯カメラで安全が保たれるというようなこと、モデル的な地域としてやってもらうというのもいいんじゃないかなと僕は思います。1つのモデル的につくってもらうと非常に広がっていく率も高いので。決して協和町が犯罪が多いとかそんな意味じゃないんですよ。ランドデザインを考えるんであったならばモデル的に、しっかりとそういうところにも力を入れてほしいなと思えますのでよろしくお願いします。</p>
山 口 住 宅 部 部 理 事	<p>ありがとうございます。ただいまいただいたエレベーターだけじゃなくて、ほかのところについても、市民協働の例えば自治会単位で防犯カメラの設置については補助などという形で、つけていっている他の地域もでございます。協和町、大仙西町につきましても、地域の方々と「こう</p>

	<p>いった場所で必要じゃないか」というご意見もしっかり受けとめながら、可能などころにはつけていけるように相談しながら決めていきたいと思っております。</p> <p>これについては、今回からではなく、以前からも非常に問題として取り上げられておりますので、一例を挙げますと、建替えを進めるに当たって、建替対象の団地が空いてきまして、そこに不法投棄などされるような状況もございます。それについての防犯カメラの設置については、一時的に住宅改良課のほうで不法投棄されないよう設置するなど、これまでも取り組んでおります。</p> <p>また、犯罪等やぼや等があったときには、警察からの協力要請により、警察で空き家に防犯カメラを設置したりというようなこともこれまで事例としてございます。</p> <p>ですので、今、ご心配いただいたような防犯対策として、これから地域の方々のご意見も聞きながら、犯罪を防止できるような場所に設置できるところにはやっていけたらなと思っております。</p>
木畑会長	大毛委員、よろしいでしょうか。
大毛委員	はい。
木畑会長	ありがとうございます。池側委員。
池側委員	<p>大仙西小学校の件ですが、昨日人権ふれあいセンターでお伺いさせていただいたんですけど、小学生の数が全校で133人というのは。これだけの棟数あるのにどうしてそれだけぐらいいだけしか、高齢者の方がそれだけ多いということなんですかね。数字的に少ないと思うんですけど。かなりの棟数あるのに生徒数が133人と聞いてびっくりしました。5年生で16人と聞いてたんで、どういった住居というか住まいされてるのかなと。世帯数も少ないですね。少数クラスがいいとかどうかはあれですが、その点をまた、内容を検討していただきたいと思います。</p>
山口住宅部 部理事	<p>小学校の人数が少ないというのを、先日テレビで報道されておりました。上野芝中学校が全国一のマンモス校だった、19クラスぐらいですかね。それで今現在は、6クラスぐらいでしたかね。（「今で5クラスぐら</p>

	<p>いですね、5か6ですね」と言う者あり) その一番最盛期というか(「30クラスです。全部で30クラス」と言う者あり) そうですか、何か3,000人ぐらい全校で増えたと。校舎もすごくたくさんあったと。</p> <p>大仙西校区においても、高齢化率が非常に高く三十数%に達しておりまして、堺区内でも非常に高齢化率の高い場所でございます。お子さんの数も状況としては、ご心配されているとおり、小学校のクラスが少ないという状況は出てきております。今正確な数をお答えできなくて申しわけありませんが、住宅改良課で住宅の募集を毎年40戸程度しております。その際に子育て世帯向けの住宅を公募させていただき活性化を図る。協和町の大仙西町の住宅を管理している住宅部としては、そのことによって小学校も数が、40戸程度の中でその中のわずかな数なので抜本的な改革にはならないとは思いますが、少しでも子育て世代、働く世代を呼び込むような募集の仕方には取組んでおります。ちょっとそういうお答えしかできないので申しわけない。</p>
木 畑 会 長	池側委員、よろしいですか。
池 側 委 員	はい。
木 畑 会 長	<p>はい、じゃあ、また正確な数字がわかりましたら、また改めてご報告いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>盛田委員。</p>
盛 田 委 員	<p>失礼します。第1期ですかね、昭和35年から47年どんどんどん新しい改良住宅が建つころ、私は大仙西陵西中学校に勤めていたのですが、そのころは正直言って、周辺の住民からのいわゆるねたみ意識ですね、「何であっただけなんや」というようなことを、周辺校区の保護者から聞いたことがあるんです。今回このようなグランドデザインで、さらにいろいろ改良していくということは大変すばらしいことだと思うんですけども、今言った、周辺に対する何というか、啓発いうのか、そんなことをやっておられるかどうかということと、もう一つは、この地図見たらわかるように、大仙西小学校、陵西中学校の北側は、安井小学校、少林寺小学校区になりますね。陵西中学校は、大仙西小学校区に含まれておりますけども、陵西中学校区ということになると、もう少し広い、</p>

	<p>陵西中学校区の全体を要するという、そういったデザインというか、そんなことは考えておられるのかどうか、ちょっと聞いてみたい。意図はよくわかります。あくまで大仙西校区のということで発表されているのでようわかりますけども、私としては、陵西中学校区全体がどうなのか、開発計画、あるいは極端に言うたら、堺市、堺区そういう全体像というのか、そんなものが知りたいなと思いましたので質問させていただきました。</p>
<p>山口住宅部 部 理 事</p>	<p>ありがとうございます。これもお答えになるかどうかわかりませんが、小学校区だけじゃなくて広く中学校区を見て、この地域の皆さんと交流も含めて活性化するのに、人権ふれあいセンターと運動広場というのは、以前の大きな解放会館と比べますと、すごく親しみやすい印象を私は抱いております。以前は7階建てであったのが、今回3階になって、圧迫感がなくなりましたし、グラウンドでは、先日開かれたふれあいフェアでは地域や近隣の方々が集えるような、最近の若者が集えるダンス、流行りのダンスでとても活気づいている印象を私は持っております。以前よりも若者が何かとても現代的な催し物に参加していただいているなと思います。人権ふれあいセンターが、舳松人権歴史館を初め全国から研修にも利用されているというのは、これはもう私は、大阪の中で堺はすごい、全国的にもすごい場所かなというのは、正直自負しております。私、直接人権ふれあいセンターの業務には携わっておりませんが、この地域の全体のまちづくりの中で、これは堺市の看板でもありますし、ここで開かれるイベントにつきましては、大きなイベントから小さなイベントまで近隣の中学、高校の学生さんも参加してるような状況を私も感じております。</p> <p>先ほどのご質問の答えになるかわかりませんが、住宅部だけの取組みではなくて、人権部、地域にかかわる関係部局も取組みの中で周辺の方々と人権問題に加え、いろいろなふれあいの交流の機会を設けていただいておりますので、ご心配していただいていることを少しでも改善していけるような取組みは、庁内各部局で取組んでるように私は感じております。</p>
<p>木 畑 会 長</p>	<p>よろしいですか。 では、磯田委員。</p>

磯田委員	<p>質問ではなく感想ですが、先生方の公園のトイレだとか、お年寄りの問題やとか、なかなか生活していると、「ああ、トイレはふれあいセンターのトイレを借りたらええな」とか、割りとそういうふうに思いがちで。言われて、ああそうですねと、これからも恐らく高齢化も進んでいくだろうし、まちづくり協議会でもずっと進めて、私もその一員でやってるんですけども、確かにハード面は大事やと思います。確かにまちづくりここまで来たなという気持ちも非常に大きいんです。</p> <p>あわせてやっぱりソフト面をしっかりとやっていかなければならないと。ほんとうに地域のお年寄りが安心して住み続けられるというのは、とても大事なことですし、貫いていかなければというのと、あわせて若い人たちが元気ある形で生活する、お年寄りと若い世代が一緒になっていくという点でいったら、やっぱり人が集まるようなまちづくり、これはまあ、我々もめざしているんですけども、今日ご意見いただいたことは、「ああ、なるほどな、そういう点もやっぱり見ていかなあかんねん」というふうな思いがありまして。協和町、大仙西校区のまちづくりで一番いいなと思うのは、いろいろな団体や住民が一緒になって意見を大いに出し合っている。良いか悪いか別にして、ごみ問題。確かに解決せなあかん問題なんですよ。年に何回か地域こぞって掃除をしたり、放置自転車のほったやつをやったりするんですけども、まっ、良いことではないんですけども、体の悪い人などは、やっぱり自分1人ではどうしようもできないから、地域でやることにもものすごく喜んでいただいて、「ちょっとでも我々協力させてくれ」というような意見なんかも出していただいている。この間も正月前にして、「掃除しよか」ということで、今回は若い人たちがたくさん来ていただいたり、地域の中で暮らしている人だけじゃなく、地域の中で活動されてる方、また経営されてる方の企業の方や団体の方なんかも参加いただいて、これまでなかった新たな顔ぶれで掃除できて、大変よかったなど。こういうことを積み重ねていながら、ハード面とソフト面をしっかりと重ねて、今日も出されていただいた意見なんかもしっかりと入れて進めていけたらなということ。感想みたいな形になりましたけども、以上です。ありがとうございます。</p>
木畑会長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>委員の皆さん、たくさんの貴重なご意見、ご要望ございましたので、</p>

<p>松村人権部 参事</p>	<p>真摯に受けとめていただいて、グランドデザインの反映、またよろしく お願いをいたします。</p> <p>それでは、次の案件に進ませていただきます。</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律を受けた同和問題の啓発につい て」、当局より説明をお願いいたします。</p> <p>「案件 2 部落差別の解消の推進に関する法律」を受けた同和問題の啓 発について、案件のご説明を申し上げます。</p> <p>資料に沿って、まず案件趣旨を、次に法律のご説明と法に関係する既 存取組みをご紹介します、部落差別に関する事象の変化や課題と捉えている 点をお伝えしたうえで、実効性のある啓発に向け検討のポイントと考 えていることをご説明させていただきます。</p> <p>そのうえで、今後実効性のある相談や啓発を進めるためのご議論をい ただきたいと考えております。</p> <p>資料をお開きください。2 ページの「案件趣旨」からご説明いたしま す。</p> <p>平成 28 年 12 月 16 日に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部 落差別解消推進法）」が成立しました。法律の全文を資料として添付して おりますので、ご覧ください。</p> <p>法律の第 1 条（目的）に、「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進 展によって部落差別に関する変化が生じている」とありますが、私ども としてもこの変化を実感しているところです。また、資料後段に記載し ましたが、「部落差別は土地への差別、ひいてはその土地にルーツのあ る人が差別を受ける」ということが特徴としてございます。そのことも 念頭にご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>委員のみなさまからご意見をいただきながら、法の趣旨を踏まえ、相 談や実効性のある啓発について、今後、案を練り、何度か協議会にご意 見を伺いながら形にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願 いいたします。</p> <p>次に、部落差別解消推進法について、触れさせていただきます。</p> <p>法律の条文にありますとおり、第 1 条は目的、第 2 条は基本理念、第 3 条は国及び地方公共団体の責任についての理念が述べられております。</p> <p>そして、本市を含め地方公共団体として、第 4 条では相談体制の充 実、第 5 条では必要な教育・相談について、いずれも国との適切な役割</p>
---------------------	---

分担を踏まえ、地域の実情に応じて行う責任があると規定されております。

また、国の責務である第 6 条の実態調査については現在取りまとめ中であるとのことでございます。

次の「2」の既存の取組みに移らせていただきます。本市といたしましては、これまでも相談体制の確保や市民向けの啓発講座、職員研修などを行ってまいりました。

本市の人権相談窓口としては、人権推進課・人権ふれあいセンター・各区役所の市民相談があり、それぞれ相談対応を行っております。

啓発では、人権教育セミナーとして同和問題についての講座を提供したり、人権ふれあいセンターでの常設展示や企画展示など来館者への啓発さらにフィールドワークなどを。また職員を対象に各課 1 名選出いただき実施する人権主催者研修や新規採用者や新任係長・課長補佐を対象とした研修を行っております。5 年に 1 度、同和問題の内容を盛り込んだ市民意識調査を行っております。

モニタリングとして、月 1 回、2 チャンネルと 5 チャンネルの他、「部落探訪」と題し、特定の地域を同和地区であるとの内容の情報を流している「示現社」のホームページの更新状況をチェックしています。この「示現社」については平成 30 年度に大阪府・大阪市とともに法務局に対し削除要請を行いました。

また、人権教育推進協議会と協働で、各区での研修講演会や区民まつりでのパネル展示などを行っております。

続きまして、差別事象の変化・課題ですが、グラフは本市が把握する、差別文書や落書き、同和地域を問い合わせる電話の件数でございます。こうした事象は減っておりますが、だからといって差別がなくなったとは考えておりません。推察ではありますが、インターネットに場所を移しているのであろうと考えております。確かに従来のように電話や落書きなどは減っておりますが、ネットを開けばそうした情報は数多く存在します。

しかしながら、いったいどこにどのくらいの差別表現が掲載されているのかを把握するのは非常に難しいだけでなく、多くの情報の中から、堺市に関係する情報を把握するのはさらに困難な状況があります。また匿名性や拡散性についての指摘や、不確実な情報、誤解や偏見、興味本位のコメントや悪質なデマ・差別のような情報に部落差別を知らない人

	<p>が影響されるというような問題があります。</p> <p>さらに、いわゆる「正しい」情報を勝手に流されることで人を傷つけ、差別を助長するという深刻な問題もあります。この点、昨年12月17日に、国の通知で端的に表現されているので、記載しております。</p> <p>これからは、「差別はいけないこと」「差別に対抗する行動ができるようになろう」などの目標をもって行ってきた啓発に加え、インターネットという手段にどのように対応するのも啓発していかなければならないと考えています。3点ほど書かせていただきましたが、ネットリテラシーを含めた啓発、ホームページなどを活用し適正な情報を発信すること、職員のスキルアップなど大切だと考えております。</p> <p>最後に、実効性のある啓発として4点。</p> <p>1点目は、多くの人を巻き込むには、市民との協働や、人権の啓発拠点である人権ふれあいセンターの活用は重要だと考えております。</p> <p>2点目は、インターネットへの対応。少なくとも本市のホームページは改善の余地があると考えております。</p> <p>3点目は職員の人権意識向上。差別に気づき、差別事象が起こった時の対応を徹底するなどが必要だと考えます。</p> <p>4点目は、相談員でインターネットの問題などを共有や研修を行うことが大切であると考えております。</p> <p>長くなりましたが、以上で説明を終わります。</p>
木 畑 会 長	<p>説明が終わりました。ただいまの件につきまして、委員の皆様方から、何かご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>大毛委員。</p>
大 毛 委 員	<p>新しい差別、今言われたようにインターネットというもの、それからSNS、ツイッター、こういうのが大分普及してきて、普及してほしくないんですけど、しかしながら表現の自由という点から削除要請を申し出ても、なかなか削除をしてくれない。よほど卑劣な差別表現でない限り、してもらえないというようなことをよく聞くわけです。堺市として、その点について、新しい差別は場所を変えて行われているよというものの、わかっているけど対応ができないことがたくさんあると思うんですね。そういうことはこの場でしっかりと僕は伝えておくべきだと思う。「何してんの、あんたたち。差別事象あるでしょう」と言われたとき</p>

	<p>に、「ちゃんと私たちは対応してるけども差別事象の表現の自由という ような形の中で、どうしてもそれを削除してくれない」と。こういう難 しさがあって、もがいてる状態だと僕は思うんでね、そういうことはし っかり、ここの同和行政協議会委員の皆様方が正しく判断をするような 情報もしっかり与えておかないと、「あなた方一生懸命仕事してるのに どないなってんの」と言われることもあるんで、これはいい機会なん で、ここら辺をしっかりと紹介をしてくれたらと思うんです。僕も前回 の会長をやらせてもらったときに、いろいろと報告を受けるけれども、 なかなかできなかったこともありますので、そういうことは理解を同じ レベルにしておいてもらいたいという思いがあったので、機会があったら と思ってましたので、説明してほしいなと思います。</p>
<p>松村人権部 参事</p>	<p>ありがとうございます。6ページのところで、把握の困難さ、モニタリ ングで情報収集の困難という中に、引き出しで一つ、堺市や堺市民に関 する内容をどのように把握するのか、ここのところで、今委員がおっし ゃられたように非常にもがいております。削除要請をしようと思えば、 たとえ国の通知が出されたとしても、堺市の具体的な地名を挙げている、 しかもそれが差別であるということ判断をしなければなかなか要 請をしていくというのは非常に難しいということで悩んでおります。</p> <p>また、プロバイダーや、それからサイトの管理者に直接削除要請をし ていくのか、今のところは法務局への削除要請というところにとど まっているんですけども、民間の事業者にどのように削除要請をして いくのか、民間の事業者がそうするとどのような基準でその削除に対応 しているのかというところまで深く知っていかなければならないので非 常に悩んでいるところでございます。ありがとうございます。</p> <p>最後にひとつだけ言ってもよろしいでしょうか。</p>
<p>木畑会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>松村人権部 参事</p>	<p>では、最後つけ加えてなんですけれども、本日、今大毛委員おっし ゃっていただいたように、案件全体に関する事、あるいは見直しのポイ ントとして4点挙げておりますけども、そのポイントとしてずれてんじ ゃないのとか、でも、こんなポイントを忘れていないかとか、それから具 体的に啓発に対してこんなアイデアあるよみたいな具体的なアイデアな</p>

	<p>どもありましたら、そういったものをたくさん、できるだけたくさんいただいて、それをもんで啓発のあり方というものをまた次回お示ししていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。</p>
木 畑 会 長	<p>竹田委員。</p>
竹 田 委 員	<p>5ページの表を見ると、確かに減っている、ただ、その場所を変えてネットの世界へ広がっているということ、これは皆さんも、もう承知の上やと思うんですけども、例えば他市はどうなのか。堺市は人権が進んでいるんで、こういう結果にはなってると思うんですけども、他市はどうなのかと。それで他市の良い取組みがあれば、もっと参考にし、また市同士、行政同士で意見交換をもっとやっていただけたらまたいろんな問題も出てくるでしょうし、アイデアも出てくるのかなと思うので、またよろしくお願ひします。</p>
松 村 人 権 部 参 事	<p>ありがとうございました。そしたら、例を言わせていただきます。例というか、他市の状況なんですけれども、毎年大都市と政令市会議というのがございまして、その中で口頭での情報交換もするんですが、やはり見える形での差別は減ってきて、ネット上に場所を移している。ただ、そのネット上に場所を移している差別というのを追いかけるのは非常に難しいねという状況というのは共有はしております。委員おっしゃられたように、もう少し件数など具体的なものを把握してまいりたいと思います。ありがとうございました。</p>
木 畑 会 長	<p>ほかに。どうぞ、山口委員。</p>
山 口 委 員	<p>先ほど、大毛委員が言われた表現の自由の問題について、これを堺市がどう考えるかということ、これは日本国憲法に保障された表現の自由というものをどう考えるかということなんですが、私はもっと言わなきゃいけないのは、当然表現の自由というのは大事な日本国憲法の我々の持つ自由権として保障していますが、憲法第12条で、憲法でいう自由といっても、その乱用が禁じられているということ。常に表現の自由なり、全ての自由権に関しては、公共の福祉に資するものでなければならぬという、確か憲法12条で、保障されているんじゃないかなと。た</p>

だ、日本というのは、例えば名誉毀損罪ですとか、議会でもそうなんですけど、何を言っても許されるという風潮がこのごろ強くなってきてまして、決してそうじゃないんだと。やはり、私は、この日本で名誉毀損罪に値するようなものが、なかなか法廷で司法の場で認められないというような話というのは、そもそも全ての人の人権が薄く、軽く、扱われている証拠だとすら思っています。

インターネットのような形で同和問題だけではなくて、特に女性に対する盗撮の犯罪ですとか、昔は、ちょっとお風呂屋さんとか温泉でのぞき見をしても、これは軽犯罪だったんですけど、このごろ、スマホによる盗撮なんていうのは瞬時に拡散可能ですので、非常に実際のところ罪が重くなってきていますよね。

ですから、私はもう少し、この「SDGsで誰ひとり取り残さず」に、こういった啓発の見直しを行うのであれば、もう啓発の見直しというのは行政がやるのに限界があると思ってるんです。だから、市民を挙げてやっていかないと、こんなのは、堺市役所で頑張っていただかないといけません、行政はやれるところまで一緒にやっていただいて、やはり市民への教育や啓発というものにもっともっと力を入れていかないと、もっと助けを求めていかないと、本当に同和地区の方だけじゃなくて、今現在、非常に差別的な扱いを受けておられる方々、私たち女性も含めてですけど、その人たちの人権は守られていかないんだという認識を持つことがそろそろ必要なんじゃないかなと思っています。

特別措置法が切られてしまって、改めてこういう法律ができていますけれども、この法律の内容が非常に浅いですよね。私が先ほどから大仙西校区の新しいグランドデザインの中で、お住まいになっておられる方々の状態、お体の状態、年齢、ライフスタイルといったもの、例えば、もっと具体的に言うならば、シルバーカーを押さないと移動できない人がどの程度いらっしゃるのか、車椅子に乗っておられる方がどの程度いらっしゃるのか、あるいはストレッチャーに乗せてもらえないと移動できない方もいるんじゃないのか、あるいは視覚障害、聴覚障害といったような加齢に伴う、あるいはもともと。あるいは今多いのがパーキンソン病と言って体がだんだん自由がきかなくなるというような状況の方々がどの程度いらっしゃるのか、その方々は、建て替えが終わって、低層階に住んでおられるのか、高層階に住んでおられるのか、そういうことを把握した上で、まちづくりを進めていかないと、そういった

	<p>方々、高齢者の方々が昔はエレベーターがなかったから、大概1階、2階に住んでいらっしゃるでしょう。だけど1階、2階というのは泥棒が入られやすくて危なかった。それに対する安全配慮ができていいのかとか、そういったことが全然我々にデータとして示されなかったら、話ししようもない。</p> <p>それから、この啓発の問題につきましても、私が知る限りでは、今回教育拠点となっている小中学校などでは、人権教育が年間に300時間行われているけれども、それ以外の小中学校では、年間たかだか12時間とか、20時間で終わってる、そういう実態をここでしっかりと見せていただいて、どう啓発の見直しをしていくのか、教育の見直しをしていくのかということを示していただかないと。私は、何を根拠にふわっと「そう、啓発せなあかんよな」とか、「差別なくさなあかんよな」と言われてても、実態として、今堺の人権教育がどうなっているのかとか、啓発がどの程度進んでいて、全く効果がないのかあるのか、そのあたりのところ。あるいは5年ごとの人権意識調査の経年比較はどうなっているのか。もうあれ30年ぐらいやってますよね。30年間これやってきてどうなんだというようなことをもっと具体的にここで話し合わないと、委員さんに、せっかく専門家がおりますので、そういうものを見せていただいた上で、しっかりと議論していけばいいんじゃないかなと。</p> <p>ただ、もう今までみたいに行政の仕事ということではなくて、ここにおられる、自分も含めて委員の皆様方を中心として、多くの市民の方々にしっかりとご協力をいただきながら、当たり前の差別のない社会をつくるんだというような認識を持っていけたらなと思っております。一応、意見です。</p>
木 畑 会 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>中村委員。</p>
中 村 委 員	<p>山口先生おっしゃったように、国にうちの団体は人権委員会の設置を求めているんですけども、まず堺市で議会のほうで人権委員会というのをつくってもらって、条例でゆくゆくは差別とかそういう人権侵害した人を呼び出して、どうしていくんかという議論を進めてもらったらどうなんかなというのが一つと、同和問題に関して、これだけ入れてもらいたいと思うのが、同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調</p>

	<p>査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、さらに結婚に際して全く反対がなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも、混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では、35%になり、同和関係者以外の人たちが同和地区では多数になっていること、これらを勘案すれば、同和問題は完全に解決の方向にあると。ただ根強い差別があるというだけではなく、解決の方向にもあるというのを認識していただきたいな。全く悲惨な状態だけじゃないというのを。それと、さっき言った委員会、ぜひ議会のほうで1回。</p>
木 畑 会 長	<p>お答えする立場じゃないとは思いますが、今いただいたご要望、ご意見というものは、これは、この場合はそうした議会の組織を議論する場というのは別のところがございまして、私のほうからこの同和行政協議会のほうでそうしたご意見があったということをごきちとお伝えさせていただきますので、またしっかりと検討していきたいと思えます。</p>
木 畑 会 長	<p>上村委員。</p>
上 村 委 員	<p>インターネット対応についてまた戻ってしまうんですけども、この啓発の見直しの検討ポイントの中で、2番でインターネット対応、ホームページを充実すると、正しい知識を普及させると文言的に書かれているんですけども、この文言については至極当然のことなんですけども、ただホームページの充実だけでは今現在、この匿名性、拡散性、利用者の数といった意味ではSNSの対応についてのほうが非常にしていかななくてはならない部分であって、ホームページを見るという行為のほうが若い人たちは少なくなってきたという現状の中では、ホームページの充実というだけでここを直していくということでは、SNS対応無くしては、行政のほうが一歩も二歩も遅れており、それを改善していくという対応が無いようではなかなか難しいと思えますので、この点はもっと市レベル、府レベル、国レベルでの法律なり様々な面において改正とかを含めて対応していただければと思います。</p> <p>以上です。</p>

松村人権部 参事	<p>はい、まさにそのとおりでございまして、今のところ、ホームページぐらいしか手段を持っていないくって、なかなか市としてSNSに今踏み込んでいくかというところもあって、先ほどおっしゃっていただきましたように、もがいている部分ではございます。</p> <p>ただ、今現在のホームページが余りにもちょっともう一つ改善の余地もあろうかと思っておりますので、そこから特に取組んでまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。</p>
木畑会長	では、井上委員。
井上委員	<p>この一番最後のページの啓発の見直しのポイントということで、ちょっといろいろ見てて思ったことがあるんですけど、やっぱり山口先生であったり、上村先生もおっしゃってたとおり、インターネットの使い方であったりとか、教育の部分というのは、僕もう本当にいろいろ改善というか、伸びしろというのがあるのかなというふうに感じていて。この人権教育の関係なんかで言えば、各小学校にちょっといろいろ出向かせていただくことがありまして、子どもたちに聞いてると、大体今の子どもたちって、スマホやったりとか、お家にパソコンがあったりとか、割と持っている子が多いんですよ。その意味ではある意味、子どもたちの世代であったりとか若い世代がSNSやったりと、インターネットの世界というのをすごく知っていて、使い方もよく知ってて、そういう意味では部落問題に関しても、そういういろんな書き込みがあるという時代の中で、見ていることが多いんですよ。ただ、それが部落差別がどうかって実は気づいてない子も多いんです。それを見た子が、何を思ったかというのは、何か「危ないところなんや」と、「怖いところなんや」というだけの印象が残っちゃって、また新たな差別が広がっていく、偏見が広がっていくというようなシステムになっちゃってるんですけど、そういうネットリテラシーのあり方であったりとかということというのは、教育の中ではなかなかまだ行き届いてないところなのかな、何というか本当に行き届いていないところがまた新たな差別を生んでいくと。何をって部落差別なのかということ、何というか経験する子どもたちというのなかなかないので、感じることはないの、いろんな研修とか、教育につなげるというふうなところもあるんですが、気づきの部分というか、そういった気づけるような何か事例を実際に使ったり</p>

<p>太田学校教育 部 理 事</p>	<p>とか。教材なんか見ても、結構かなり昔のお話を使ったりしてますので、余り今の時代とリンクしてこないような流れがあると思うので、何かそういうような気づき、それはもう部落問題だけじゃなくて、ほかの人権問題も同じだと思うんですが、いろいろそういう「人を差別したらだめですよ」というのは、ちょっと上辺だけの言葉であって、実際に考えていけるような事例も含めて、教育や啓発につなげていただきえたらありがたいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>学校教育部、太田と申します。先ほどの山口委員と、それから今、井上委員のほうからあったことについて、少しお話をさせていただければと思います。</p> <p>まず、ネットリテラシーの問題ですけれども、本市の小学校、中学校ではネットいじめ防止教室、あるいはネットリテラシーについて取り組んでいます。全学年というわけにはなかなかいきませんので、必ず小学校で4年生、中学校で1年生という段階で全員がその授業を受けることになっています。</p> <p>ただし、井上委員がおっしゃったように、そこでの内容というのは、自分たちが、いじめの加害者になったり、それから気づきのお話がありましたけれども、この前の事件でもありましたけど、瞳に映っている背景だけで、そこに住んでいるというのを確かめられたり、一番生々しいところでは、小学校の女子児童が連れ出されて、そこには別の他府県の中学生の女子生徒もいたというような事例からも、どんなふうにそれと接していくか、そのことに対する危険性、いずれもゲームでソーシャルネットワーク、ゲームをしながらほかの人とつながっていけるというようなもの、そういったものを活用している子どもたちがそういうところに陥ってしまった。そのことについての警鐘は鳴らしてはおるんですけども、もっともっと踏み込んでお話をしていかないと性被害のことについても、子どもたち無防備な部分があるというのがございます。</p> <p>それから、人権教育に関連して、特に部落差別などについても、検索をしたらネガティブ情報ばかりが上のほうに検索上位に上がってきて、そういう悪い情報を見て、「こんなものなんだ」と思い込んでしまうというようなところ、そういったところにも学校教育の中でできるところを、今いろんな形で少しずつは変えていっているところです。例え</p>
-------------------------	---

	<p>ば全校で、今日も行われてますけども、人間学習交流会、各小学校の全員、6年生、5年生あたりで部落問題学習に取り組んで、それを契機として人権学習に取り組んでいるわけですがけれども、まだまだ過去の歴史教育にちょっととらわれてる部分があって、本当に今の部分に振り返られているかどうか。自分たちの身の回りのそういった差別事象について、もっともっと興味を持つというようなところ、我々のほうも学校からどの程度、先ほどの山口委員のお話もありましたけれども、年間で取り組んでいるのか、その取り組んでいるのも報告にある部分というのはもっともっと意図的というのか、意識的にそのことについて取り上げていくというような姿勢が必要なのかなというふうに感じております。</p> <p>まだまだ本当に不十分なところが多いのですがけれども、今、委員の先生方からご指摘いただいたことをまた踏まえて、改善に努めてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
木 畑 会 長	井上委員、よろしいですか。
井 上 委 員	はい、ありがとうございます。
木 畑 会 長	では、裏山委員。
裏 山 委 員	<p>さまざまなネット等の問題・課題は、大きくあると思うんですがけれども、実際にこの地域にお住まいの方々のいろんな話、私も友達や知人、また高校の同級生もいますけれども、いろいろ普通に話しますし。また、今はだんだん薄れてきてる隣近所のおつき合いなど、団地が多いにもかかわらず、まだまだ非常に色濃く残っている地域でもありますので、そういう意味では、いわゆる共助のところなんかは案外残っているなという、残ってるというのも変な言い方ですけども、まだまだあるなという感じがしてて、先ほど磯田委員がおっしゃったように、非常に良いまちの要素というのはたくさん潜在的に僕はあると思うんですね。そういう面をもう少しアピールできるようなこともあっていいのではないかなと。例えば、ふれあいセンターの活用なんかでも、人権の観点からだけのイベントとかいうのも当然あってしかるべきですけども、そのほかのイベントというか、市としての行事ごとなども行っていいので</p>

	<p>ないかなと思います。こういうことは、すぐにはいかないと思うんですけども、ある意味俗に言う下町のそういう雰囲気が残ってる地域で、そういうことも何かしらできれば、もっともっと反対に、良いまちだなということも少しはアピールできるんじゃないかなと。そういう活用方法もしっかり考えていただいたらどうかなと思います。</p>
木 畑 会 長	山口委員。
山 口 委 員	<p>先ほど、上村委員がおっしゃった「ホームページはもう古いでしょ」という。私は、人権の啓発とか教育って、生きたその場その場でやっぱりやるべきだから、ツイッターがどうか分かりませんが、せめてラインですとか、そういうことでこちらから発信ができる、また相手側からSOSがもし来たときとかに、相談が受けられるそういうアプリをつくる必要は、あるんだろうなと思います。子育てアプリなんていうのは、もうやってますので、堺市でもできる。</p> <p>それと、同和問題では直接ないかもしれないけど、さかいセーフティ・プログラム、日本で初めて行ってもう5年になっているところですが、安全・安心に公的空間で暴力のないまちづくりをするということで、サイバー空間性暴力というのを世界に先駆けて堺は定義づけをしています。その取組みは具体的にまだ進んでいませんが、やはり同和問題にせよ、さまざまな人権侵害については、サイバー空間の中で相当な人権侵害が行われているという事実をもとに取組みを進めるべきだと思います。</p> <p>先ほど、中村委員がおっしゃったように、議会も人権委員会といったらちょっと難しいですよ。堺市に副会長がやっておられる堺市人権教育推進協議会には、校区推進委員という方々が自治会でいらっしゃるんですけど、これ、議員さんがなってもいいですよ。</p>
金 丸 委 員	校区推進委員は毎年かわりますもんね。
山 口 委 員	<p>毎年かわらないように、議員さんはなっといてもらったらいいのではないですか。それで、人権教育推進協議会の中で議員部会みたいな形でいろいろ勉強ができたり、話し合いができたりすることって。だって、このごろの子どもたちって、私の世代だったら、公立の小中学校で「に</p>

	<p>んげん」という副読本をもとに人権教育結構しっかり教えてもらえたんです。ところが、私立の小中学校とか高校に行ってる人は、堺にいても一生部落問題とか同和問題に触れない。「『にんげん』って何?」、「部落差別って何?」、「それいつの時代のこと?」とかね、そんな感覚の人が結構増えてきてると思うんです。ですから、ネットに書き込みがあっても、「これ何の話」、「エタ、四つ、非人これ何」って、「これが何で悪いの」と。何が部落差別なのか、同時に何が女性差別なのか、ほとんど人権について知識がない。そういう家庭で育ってきた人たちが先生にもなれるんですよね。そういう先生方いきなり人権教育をやれと言っても。堺市も人権教育の計画持ってますよ。就学前の保育所、それから幼稚園、認定こども園と、公立の場合は「堺市の人権教育こんなやで」と冊子配るだけですけど、「こういうこと子どもたちに教えてくださいよ」というのは一応回してるんです。でも、私立には届かない。全く届いてない。この間、人権教育推進協議会の男女共同参画委員会に入ってこられた幼稚園の先生が、「堺市からこんなんいつてるはずなんですけど」とお聞きしましたら、全く御存じなかったです。だから、堺市も言ってる言ってる、私立にもちゃんとやってますよと言ってるけど、全く通じてないんですね。</p> <p>じゃあ、そういう状況の中で何が起こるか。保育所や待機児童解消のために子どもを認定こども園の民営化が進む中で、私立のそういうところが増えてきたときに、障害のある子どもだとか、病気を持ってる子どもたちが受け入れてもらえないという状況が平気で起こってくる。そういうやっぱり大きな課題がありますので、これはもう就学前教育から含めて、堺市が持つておられる人権教育、絵に描いた餅状態かもしれませんが、同和問題について、特に人権教育をどうしていくのかは、この場できちっとカリキュラムをつくるぐらいの勢いがないと実現には向かわないと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
木 畑 会 長	<p>ほかにございますでしょうか。 久保委員。</p>
久 保 委 員	<p>正直言って、今まで結構なご意見をたくさんいただきました。私も堺市人権教育推進協議会に携わって約40年ぐらいになります。当初は、堺市も「にんげん」についてという教育についてすごく熱心にされた時代</p>

がございました。中だるみという、何か教育委員会に批判するような言葉にはなりませんけども、やはり教育というのは、人権の中にとっても重要な課題でございます。それが何年生から何年生ではなくして、一定レベルを上げた教育方針の方向性を教育の中に。もちろん堺市だけではないです。日本全国に言える言葉ですけども、大きな問題ですけども、やはり教育というのは、国の基盤をこしらえる重要な問題でございます。その中に人権をすごく取り入れて、堺市も頑張ってもらっている。ここにいる山口先生も女性団体についてはすごく世界的に名をはせた人と私はそのように自負しておりますけども、やはり教育について、もう少し堺市も頑張ってもらいたいなど。

それと、私は同和問題について、差別的に感じることは、すごく減っております。事実、数字の上でも減っております。ただ、一番残念なことは、インターネットとかSNS、そういう部類のものがすごく傷つけている問題があります。それをどういうふうな形で削除していくのか、やはりこれからの課題ではないかなと。「インターネットやから」、「いやわからんから」とかいうのではなくて、どういう方法で見つけ出していくのかも一つの課題ではないかなと、これからの課題ではないかなと。ちゃんと課題を見つけて、議論していただきたいなど、そのように私は思っております。

それと、同じ事を言うようですけども、やはり教育というのは、一番大事な問題。ここにおられる議員の先生方も教育については、すごくお金もかかることですので、ただ単に「教育せえ、教育せえ」ばかりではなくて、やはりそれだけの教員も増やさないといけないだろうし、また人権教育についての力を入れるというと、やはり教師もそれなりに研修を受けてもらわないといけない。市の職員も研修も受けていかないといけない。という、お金もかかってくる。

そういう面で一つ議員さんにもよろしく願いしておきたいと思えますとともに、我々も、もう少し、私は古い頭ですけども、新しく切りかえてやっていかないかなと、そういうように思います。

ただし、今までの活動、皆さん方の活動で人権問題についても部落問題についても減少はしております。間違いなく良くなっております。それは、やはりここにおられる皆さん方が日々いろんな形で協力して、それぞれの団体において一生懸命にやっております。私ごとで申しわけないんですけども、私も、つい先日の定例会の中で30分くらいの時間です

	<p>けども、うちは地域と隣接しており、当然仲間もたくさんいますし、そういう面では人一倍祈っておるつもりでございます。</p> <p>一つ、お互いに人間らしく生きられる、人の差別のない世の中にしていきたいなどこのように思っておりますので、皆さん方のいいお知恵を拝借して、私も老骨にむち打ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
木 畑 会 長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>今日出てきたポイントですので、もしかしたら御発言されてない委員の方でも思うところあるかもしれません。その際には、また事務局のほうに直接お伝えいただければと思います。</p>
松 村 人 権 部 参 事	<p>また、あくまでも検討のポイントですから、これをもとに何をしていくかという、ご指摘もあったような部分だと思いますので、どうぞしっかりと取組んでいただければということで、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ほかにご意見なければ。その他の案件はございますか。</p>
木 畑 会 長	<p>その他の案件はございません。</p> <p>はい、ほかの案件がないということですね。</p> <p>それでは、本日はこれをもちまして、終了したいと思います。長時間ありがとうございました。</p>